

町会連だより

■編集・発行
福島市町内会連合会

■事務局
福島市地域共創課
電話 024(525)3731

「安全で安心して暮らせる、人にやさしいふれあいのあるまち」を目指して

私たちの地区を
紹介します!

地区連合会活動紹介① 【吉井田地区町内会連合会】

吉井田地区町内会連合会について

当連合会は昭和47年4月10日に発足し、八木田、八木田第二、方木田、葉ノ木立、吉倉、仁井田、北島の7町内会により構成されています。令和5年3月末現在、人口11,432人、5,319世帯、町内会加入率は65%です。

吉井田地区は、市の西部に位置し、国道13号西道路を挟んで市街地と農村部とに分かれています。地区内には清流・荒川が流れ、農村部では古荒川をはじめ水路が田を潤し、りんご、桃などの生産が盛んです。

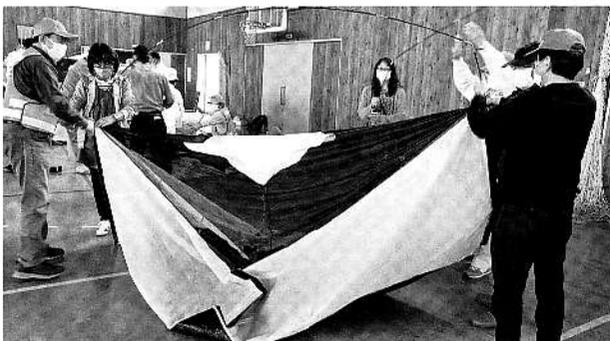
連合会は町内会間の連絡調整を図り、それぞれの円滑な事業の推進を支援するとともに、防災などの地域の課題に取り組んでいます。また、関連諸団体と連携を図り、敬老会、荒川フェスティバルなどのイベントにも参画し、さらにまちづくりの知見を得るため市内外での研修を実施しています。

そのような中で、最近実施した主な活動を紹介します。

地区防災訓練の実施

吉井田地区では、荒川に沿って洪水浸水想定区域が広がり、その中には家屋倒壊等氾濫想定区域もあり、さらにこれまで内水氾濫の発生しているところも少なくありません。令和元年10月12日の台風19号の襲来を契機に、指定避難所としてそれまでの吉井田小学校(吉倉)に加え、JA吉井田地区活性化センター(八木田)が加わりましたが、地域として水害時の避難所機能の拡充が課題です。

令和3年5月15日、福島市総合防災訓練が実施されました。同日午前9時に「荒川流域に『避難指示』が発令」されたという想定で、緊急エリアメールによる発信、警察・消防団による広報が実施されました。それを受けて、避難情報の伝達訓練、吉井田小学校体育館への避難訓練を実施しました。避難所内では避難者の受入の体制と手順を確認し、パーティションの組み立てを体験しました。



防災訓練時のパーティションの設置の様子

さらに令和5年3月26日には、JA吉井田地区活性化センターを避難所として活用するとの想定で、避難所設営、避難者受付、被害状況の報告、パーティション・簡易トイレの設置、「水のう」の作成などの訓練を実施しました。

市政に関する研修

令和4年11月18日、福島市大館山一般廃棄物最終処分場及び福島市渡利学習センターを見学しました。

大館山一般廃棄物最終処分場は令和4年6月に供用が開始されたもので、現地では埋立施設の構造や安全対策の説明を受けました。埋立可能年数は約15年と想定され、一人ひとりがごみ減量に取り組む必要性を痛感しました。

次に、渡利学習センターにおいて、体育館機能を持たせた多目的ホールの設置、耐震性に優れた構造、指定避難所としての機能の拡充(太陽光発電と蓄電池の利活用など)等の説明を受けました。避難所が不足している吉井田地区にとって避難所機能の強化は参考になりました。

花いっぱい運動でおもてなし

福島トヨタクラウンアリーナ(国体記念体育館)には、市内外から多くの方々が来られます。毎年11月に地域コミュニティ等支援事業を活用し、「花いっぱい運動」としてプランターに花の苗を植栽し、アリーナ東側市道沿い及び吉井田支所・学習センター敷地内に設置しています。



プランターにピオラを植える様子

荒川フェスティバルに参画

地区の春の一大イベントとなっている荒川フェスティバルは、今年で22回を数え、5月13日に4年ぶりに開催されました。このイベントの狙いは、市民が荒川に親しみ、交流すること、それを通して荒川の治水・利水、河川環境の保全等への理解を深めることにあり、多彩なブースを設けています。

今年は、地元・荒川桜づつみ酒造り協議会とのご縁で、「東京都荒川区」のブースが設置され、都市交流の一端を担いました。



「福島市町内会連合会」ってどんな組織？



皆さんは、この「町会連だより」を発行している『福島市町内会連合会』という組織を知っていますか？

本連合会は昭和49年度に設立しました。現在は、市内27地区の町内会連合会長で組織され、各地区連合会の連絡調整や地域課題の解決に向け、会員相互の資質向上や親睦を図ることを目的に各種事業や研修会等に取り組んでいます。

令和6年度で設立50周年！



主な取り組み



▶ 市政研修会

本市の重点施策、全地区共通の課題について市担当者から説明を受け、問題に対する理解を深め、各地区における課題解決につなげる。

▶ 先進都市視察研修

他自治体や住民自治組織を視察し、その現状と課題について研修することにより、本連合会及び各地区連合会のよりよい運営に資する。

▶ 「町内会活動総合補償制度」の実施

町内会が行う清掃活動やスポーツ、レクリエーションなどの活動中における不慮の事故に備えるための保険内容について検討し、制度の充実を図る。

▶ 「町会連だより」の発行

町内会活動に関する情報の提供のほか、本連合会の取り組みについて周知広報を行う。(年2回発行)

▶ 「町内会活動ハンドブック」の発行

町内会運営の参考資料として活用してもらうため、町内会運営の基本的な事項や町内会が関係する事項を掲載したハンドブックを作成し、全町内会に配付する。(2年に1度)

▶ 町内会への加入促進

不動産団体との協定により、住宅の売買契約及びアパート等の賃貸借契約の仲介等の際に、町内会への加入促進に関するパンフレットの配布など、協力・連携体制を構築している。



過去の研修会の様子



町内会活動ハンドブック

今年度の市政研修会は、「空き家対策」と「移住定住に向けた支援・受け入れ体制」について講義を受ける予定です。また、先進都市視察研修は、栃木県宇都宮市の「自治会の担い手不足の解消に向けた取り組み」について講義を受ける予定です。研修会の内容、様子については、次回の3月号でお知らせいたします。



令和5年度 福島市町内会連合会総会開催



6月21日(水)午後4時から、クーラクーリアンテ サンパレスにおいて、令和5年度総会を開催いたしました。

審議の結果、令和4年度事業報告・収支決算、令和5年度事業計画・収支予算(案)及び町内会活動総合補償制度特別会計の決算・予算(案)について、また、会則の改正(案)について、いずれも原案どおり承認されました。

また、今年度は新たに7名が地区町内会連合会長に就任されました。(4ページ記載の「令和5年度福島市町内会連合会名簿」をご参照ください。)



サンパレスで開催した令和5年度総会の様子

町内会活動総合補償制度について

連合会事務局では、町内会が行う清掃活動やスポーツ、レクリエーションなどの活動中における怪我や他者(物)への損害に備え、「町内会活動総合補償制度」への加入を推奨しており、今年度は、全体の約93%にあたる811町内会が加入しています。

補償制度は「まさか」の時の後ろ盾ですが、事故を起こさないことに越したことはありません。近年、清掃活動中の飛び石等、不注意による損害賠償事故が増えております。事前の安全確認により、防げる事故は防ぐ心がけをお願いします。

環境美化活動保険

町内会活動総合補償制度では、草刈機等の動力付き機器の使用中に生じた傷害等については、一部補償対象外となっており、賠償事故にしか対応していません。また、傷害の原因が動力付き機器でない場合においても、補償の対象外となってしまう。

これを補てんするための保険として、「環境美化活動保険」を用意しています。今年度は、全体の約77%にあたる668町内会が加入しております。

事案と傷害者及び対象	町内会活動総合補償制度	環境美化活動保険
刃がむき出しの動力付き機器（草刈り機等）の使用で、刃先が直接接触して負った傷害や賠償	適用範囲	適用範囲
・ 作業従事者本人	×	○
・ ほかの作業従事者	○	○
・ 作業に使用している物品	×	×
・ 作業従事者以外の第三者	○	×
・ 作業に直接関わらない物品	○	×
刃がむき出しの動力付き機器（草刈機等）の使用で、はねた石や枝が当たって負った傷害や賠償	適用範囲	適用範囲
・ 作業従事者本人	×	○
・ ほかの作業従事者	○	○
・ 作業に使用している物品	×	×
・ 作業従事者以外の第三者	○	×
・ 作業に直接関わらない物品	○	×
刃がむきだしでない動力付き機器（草刈機等）でない草刈鎌などの使用によって負った傷害や賠償	適用範囲	適用範囲
・ 作業従事者本人及びほかの作業従事者	○	○
・ 作業に使用している物品	×	×
・ 作業従事者以外の第三者	○	×
・ 作業に直接関わらない物品	○	×



活動中に事故が起これば…

- 1 事故目撃者、町内会長以外の行事責任者、または賠償請求を受けた当事者は、事故が起こったことを町内会長に報告してください。報告を受けた町内会長は、その事故が町内会の活動中であることと、補償制度に加入していることを確認してください。
- 2 町内会の活動であり、補償制度に加入していることが確認できたら、地区連合会事務局(市役所各支所・出張所、中央地区は地域共創課)に連絡するとともに、報告書の作成、添付書類(行事案内、名簿など)の準備をします。
- 3 報告書一式を地区連合会事務局へ提出します。
地区連合会事務局で内容を確認後、連合会事務局(地域共創課)へ送付します。
- 4 連合会事務局が保険会社に事故報告書を提出し、保険会社がけがをした本人、賠償請求を受けた当事者と連絡を取り、必要書類等を整え、補償金が支払われます。

会長あいさつ



引き続き会長を務めます、中央地区町会連合会会長の引地洲夫でございます。
今年度は、新型コロナウイルスによる感染症が5類感染症に移行したことで、地域活動の再開が期待されており、再スタートの重要な年となります。

昨今の地域活動は、令和2年から猛威を振るっているコロナの影響により、様々な制限を受け、実施が困難な状況が続いてまいりました。このことにより、これまで築き上げてきた地域のつながりを維持していくことに、各地区でも苦慮されたと思います。

しかしながら、それと同時に、この未曾有の災禍を体験したからこそ、これまで「あって」「やって」当たり前だった地域活動の良さに改めて気がついたほか、活動を見直すきっかけにもなったと考えます。

連合会では、今後も地域の課題解決や活動の充実のため、各地区、行政機関、関係団体との連携をより一層密にし、様々な活動に取り組んでまいりますので、引き続き皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度 福島市町内会連合会名簿

(令和5年9月1日現在)

連合会名	会長氏名	連合会役職
中央地区町会連合会	引地 洲夫	会 長
渡利地区町会連合会	新赤間 利昭	
杉妻地区町会連合会	佐藤 健一	
蓬萊地区町会長連合会	丹治 一夫	幹 事
清水地区町内会連合会	新齋藤 幸吉	
東部地区町会長連合会	嶋原 久	幹 事
大波地区町会連合会	栗原 武弘	
瀬上町町内会連合会	新島貫 英信	
鎌田地区町内会連合会	紺野 幸一	幹 事
余目地区町会連合会	新遠藤 勝弘	
吉井田地区町内会連合会	八巻 正	
佐倉地区町会連合会	二階堂善一	
荒井地区町会連合会	佐藤 守	副会長
土湯温泉町町内会連合会	松本 幹夫	幹 事

連合会名	会長氏名	連合会役職
笹谷地区町内会連合会	永澤 信弘	
大笹生地区町内会連合会	紺野 孝男	監 事
立子山地区町内会連合会	香野 隆雄	
飯坂地区町内会連合会	島津新二郎	幹 事
平野地区町内会連合会	白井 秀男	
中野地区町内会連合会	近野 幸憲	
湯野地区町内会連合会	新黒澤 仁	
東湯野地区町内会連合会	新後藤 孝一	
茂庭地区町内会連合会	渡部 永夫	副会長
松川町町会長連合会	丹治 豊三	監 事
信夫地区区長会	新黒須 義夫	
吾妻地区町内会連合会	齋藤 周夫	
飯野地区町内会連合会	関 和史	幹 事

町内会加入案内パンフレットを作成しています！

町内会への加入を
呼びかけてみませんか？



町内会加入案内パンフレット

連合会事務局では、町内会への加入促進活動を支援する取組みとして、町内会の主な活動をまとめた町内会加入案内パンフレットを作成しています。

町内会に加入しない人の中には、「町内会がどんな活動をしているかわからない」という方も少なくありません。

各町内における未加入世帯の多い集合住宅、新たに居住された方々へ町内会加入を呼びかける際や、地域のイベント活動時に、本パンフレットをご活用いただき、町内会の活動内容や重要性について知ってもらおうきっかけを作ってみませんか？

活用をお考えの町内会がございましたら、各地区町内会連合会（各支所・出張所）または、連合会事務局（地域共創課）に在庫がありますので、お問い合わせください。